

# 理事及び監事選任に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人高知県体育協会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、理事及び監事の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員推薦委員会)

第2条 理事及び監事の選考を公正・適切に行うため、役員推薦委員会を設置し、評議員会に提出する理事及び監事候補者の案を作成する。

2 役員推薦委員会の委員は、評議員選定委員が兼ねるものとし、その運営規則は、評議員選定委員会設置・運営規則に準じるものとする。

(候補者の推薦方法)

第3条 理事候補者は、次の各号のいずれかに該当する者を推薦することができる。

- (1) 競技種目に精通し、指導歴や組織運営の経験がある者
- (2) 学校体育に精通し、部活動指導等の経験がある者
- (3) スポーツ活動を通して、青少年健全育成に精通している者
- (4) 地域スポーツの実情に精通し、地域の体育組織運営の経験がある者
- (5) 選手の健康維持・増進に精通し、実際に指導助言ができる者
- (6) 関連団体の運営者で、体育協会に重要な役割を果たす者
- (7) スポーツ活動に精通し、広範な学識を有している者
- (8) 企業スポーツの運営に携わっている者

2 監事候補者は、監事としての見識と学識を有している者を推薦しなければならない。

3 定款における評議員は、理事候補者を1名推薦することができる。

4 定款における会長は、理事候補者を推薦することができる。

5 定款における評議員は、監事候補者を1名推薦することができる。

6 定款における評議員が推薦した理事候補者及び監事候補者並びに会長が推薦した理事候補者は、役員推薦委員会においてとりまとめ、評議員会に推薦するものとする。

(提出書類)

第4条 理事及び監事候補者を推薦する場合は、本会所定の推薦調書に必要事項を記載し、指定された期日までに提出しなければならない。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規則は、平成23年6月6日から施行する。

附 則 この規則は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記日（平成24年4月1日）から施行する。